

共 済

NEWS

公告広報

No. 186

公 告

令和2年三職共公告第3号

定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を別紙1のとおり変更したのでこれを公告する。

令和2年三職共公告第4号

運営規則の一部変更について

三重県市町村職員共済組合運営規則（昭和37年三職共規則第1号）の一部を別紙2のとおり変更したのでこれを公告する。

令和2年三職共公告第5号

令和2年度事業計画及び予算について

令和2年度事業計画及び予算を別冊のとおり定めたのでこれを公告する。

令和2年3月31日
三重県市町村職員共済組合
理事長 櫻井 義之

発行所 三重県市町村職員共済組合
津市河芸町浜田 808
発行人 坂口 裕司
電話 (059) - 253 - 2701

三重県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年 12 月 1 日公告第 1 号）の一部を次のように変更する。

（傍線の部分は変更部分）

変 更 後	変 更 前
<p>（組合員の種別）</p> <p>第 33 条 組合員は、一般組合員、市町村長組合員、特定消防組合員、長期組合員、市町村長長期組合員、<u>船員一般組合員</u>、継続長期組合員及び任意継続組合員に区分する。</p> <p>2 一般組合員は、次項から<u>第 9 項</u>までに掲げる組合員以外の組合員とする。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>7 <u>船員一般組合員は、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定による船員保険の被保険者である組合員とする。</u></p> <p>8 継続長期組合員は、前条第 2 号に掲げる組合員とする。</p> <p>9 任意継続組合員は、前条第 7 号に掲げる組合員とする。</p>	<p>（組合員の種別）</p> <p>第 33 条 組合員は、一般組合員、市町村長組合員、特定消防組合員、長期組合員、市町村長長期組合員、<u>継続長期組合員</u>及び任意継続組合員に区分する。</p> <p>2 一般組合員は、次項から<u>第 8 項</u>までに掲げる組合員以外の組合員とする。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>7 継続長期組合員は、前条第 2 号に掲げる組合員とする。</p> <p>8 任意継続組合員は、前条第 7 号に掲げる組合員とする。</p>
<p>（家族療養費附加金）</p> <p>第 36 条 家族療養費附加金は、法第 59 条の規定に基づき家族療養費を支給する場合又は法第 136 条の規定によりその例によることとされた<u>船員保険法第 76 条の規定に基づき家族療養費を支給する場合</u>において、当該家族療養費に係る療養（法第 56 条第 2 項第 1 号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第 2 号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下同じ。）に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額（法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は法第 136 条の規定によりその例によることとされた<u>船員保険法第 83 条の規定に基づき高額療養費が支給される場合</u>）にあっては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が 1 件につき 25,000 円（地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」</p>	<p>（家族療養費附加金）</p> <p>第 36 条 家族療養費附加金は、法第 59 条の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養（法第 56 条第 2 項第 1 号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第 2 号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下同じ。）に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額（法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合）にあっては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が 1 件につき 25,000 円（地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」という。）第 23 条の 3 の 4 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るもの）にあっては、50,000 円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円</p>

変 更 後	変 更 前
<p>という。)第23条の3の4第1項第2号若しくは第3号に掲げる組合員又は船員保険法施行令(昭和28年政令第240号)第9条第1項第2号若しくは第3号に掲げる被保険者である組合員(以下「上位所得者」という。)の被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合(同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。)又は船員保険法施行令第8条第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合(同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。)における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額又は船員保険法施行令第8条第1項第1号イからへまでに掲げる金額のうち25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)以上のもの(以下この項において「家族高額療養負担額」という。)が1件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額(以下この項において「家族特定合算対象額」という。)が25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を加えた額を控除して得た額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合(同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。)における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額のうち25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)以上のもの(以下この項において「家族高額療養負担額」という。)が1件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額(以下この項において「家族特定合算対象額」という。)が25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を加えた額を控除して得た額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。</p> <p>3～5 (略)</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(家族訪問看護療養費附加金)</p> <p>第 36 条の 2 家族訪問看護療養費附加金は、法第 59 条の 3 の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合又は<u>法第 136 条の規定によりその例によることとされた船員保険法第 78 条の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合</u>において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額(法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は<u>法第 136 条の規定によりその例によることとされた船員保険法第 83 条の規定に基づき高額療養費が支給される場合(施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合又は船員保険法施行令第 8 条第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。)</u>にあっては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額)が 1 件につき 25,000 円(上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、50,000 円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費附加金については、支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(掛金及び負担金の額)</p> <p>第 40 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(家族訪問看護療養費附加金)</p> <p>第 36 条の 2 家族訪問看護療養費附加金は、法第 59 条の 3 の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額(法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合(施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。))にあっては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額)が 1 件につき 25,000 円(上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、50,000 円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費附加金については、支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(掛金及び負担金の額)</p> <p>第 40 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>

変更後

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合		福祉事業	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		福祉事業
	短期給付			短期給付		
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の 1.5	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の 1.5
市町村長組合員	分の	<u>分の</u>		分の	<u>分の</u>	
特定消防組合員	46.69	<u>8.62</u>		46.69	<u>8.62</u>	
船員一般組合員	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>		<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	
	分の	<u>分の</u>		分の	<u>分の</u>	
	44.46	<u>8.62</u>		48.92	<u>8.62</u>	
長期組合員	<u>1,000</u>	—	<u>1,000</u>	—		
市町村長長期組合員	分の		分の			
	<u>2.35</u>		<u>2.35</u>			

2 (略)

(任意継続掛金の額)

第40条の2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2の規定による標準報酬の月額に1,000分の93.38を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に1,000分の17.24を乗じて得た額とする。

変更前

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合		福祉事業	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		福祉事業
	短期給付			短期給付		
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の 1.8	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の 1.8
市町村長組合員	分の	<u>分の</u>		分の	<u>分の</u>	
特定消防組合員	46.69	<u>7.37</u>		46.69	<u>7.37</u>	
長期組合員	<u>1,000</u>	—		<u>1,000</u>	—	
	分の			分の		
	<u>3.16</u>			<u>3.16</u>		

2 (略)

(任意継続掛金の額)

第40条の2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2の規定による標準報酬の月額に1,000分の93.38を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に1,000分の14.74を乗じて得た額とする。

変 更 後	変 更 前
<p>(資金の繰入れ)</p> <p>第 42 条 <u>令和 2 年度</u>における地方公務員等共済組合法施行規程 (昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号) 第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>2,095 円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費 (食事療養及び生活療養に係る部分を除く。)、療養費 (食事療養及び生活療養に係る部分を除く。)) 及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等 (法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は法第 136 条の規定によりその例によることとされた船員保険法第 83 条の規定に基づき高額療養費が支給される場合) にあつては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額) が 1 件につき 25,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、50,000 円) を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額 (100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。) とする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合又は船員保険法施行令第 8 条第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が 50,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、100,000 円) を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額 (100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。) とする。ただし、当該合算された施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる金額又は船員保険法施行令第 8 条第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる金額のうち 25,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、50,000 円) 以上のもの (以下この項において「高額療養費負担額」という。) が 1 件のみであり、かつ、高額療養費負担額に合算された高額療養費負担額以外の金額 (以下この項において「特</p>	<p>(資金の繰入れ)</p> <p>第 42 条 <u>平成 31 年度</u>における地方公務員等共済組合法施行規程 (昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号) 第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>2,300 円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費 (食事療養及び生活療養に係る部分を除く。)、療養費 (食事療養及び生活療養に係る部分を除く。)) 及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等 (法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合) にあつては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額) が 1 件につき 25,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、50,000 円) を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額 (100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。) とする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が 50,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、100,000 円) を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額 (100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。) とする。ただし、当該合算された施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる金額のうち 25,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、50,000 円) 以上のもの (以下この項において「高額療養費負担額」という。) が 1 件のみであり、かつ、高額療養費負担額に合算された高額療養費負担額以外の金額 (以下この項において「特定合算対象額」という。) が 25,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、50,000 円) 未満の場合にあつては、高額療養費負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額</p>

変 更 後	変 更 前
<p>定合算対象額」という。)が25,000円(上位所得者に係るもの にあつては、50,000円)未満の場合にあつては、高額療養負担 額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特 定合算対象額に25,000円(上位所得者に係るものにあつては、 50,000円)を加えた額を控除して得た額に相当する額(100円 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。 8～14 (略)</p>	<p>療養費と特定合算対象額に25,000円(上位所得者に係るもの にあつては、50,000円)を加えた額を控除して得た額に相当す る額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。 8～14 (略)</p>

附 則 (令和2年2月18日公告第3号)

- 1 この変更は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和2年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

三重県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年三職共規則第 1 号）の一部を次のように変更する。

（傍線の部分は変更部分）

変 更 後	変 更 前
<p>（組合員証の検認等）</p> <p>第 6 条の 2 組合は、必要に応じて、施行規程第 97 条（第 100 条第 2 項、第 100 条の 2 第 3 項、第 110 条の 4 の 3 第 6 項、第 110 条の 5 第 5 項、第 110 条の 6 第 5 項、<u>第 176 条第 3 項及び第 184 条第 3 項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、<u>船員組合員証、船員組合員被扶養者証</u>、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証について検認又は更新を行うものとする。この場合において、その実施については、別に定める。</p> <p>（書類の保存期限）</p> <p>第 28 条 次の各号に掲げる書類に係る施行規程第 165 条第 6 号に規定する運営規則で定める期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 例規 永久</p> <p>(2) 組合員原票、<u>通算退職年金原票及び船員組合員原票</u> 10 年</p> <p>(3) 前 2 号及び施行規程第 165 条第 1 号から第 5 号までに掲げる書類以外の書類 3 年</p> <p>（<u>船員組合員証等</u>）</p> <p>第 30 条 <u>第 6 条第 1 項の規定は、施行規程第 176 条第 3 項において準用する施行規程第 95 条から第 99 条までの規定により船員組合員証、船員組合員被扶養者証又は組合員証等再交付申請書を組合に提出する場合について、第 6 条第 2 項の規定は、施行規程第 176 条第 2 項の規定により船員組合員証若しくは船員組合員被扶養者証を船員組合員に交付する場合又は施行規程第</u></p>	<p>（組合員証の検認等）</p> <p>第 6 条の 2 組合は、必要に応じて、施行規程第 97 条（第 100 条第 2 項、第 100 条の 2 第 3 項、第 110 条の 4 の 3 第 6 項、第 110 条の 5 第 5 項、第 110 条の 6 第 5 項及び第 184 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証について検認又は更新を行うものとする。この場合において、その実施については、別に定める。</p> <p>（書類の保存期限）</p> <p>第 28 条 次の各号に掲げる書類に係る施行規程第 165 条第 6 号に規定する運営規則で定める期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 例規 永久</p> <p>(2) 組合員原票<u>及び通算退職年金原票</u> 10 年</p> <p>(3) 前 2 号及び施行規程第 165 条第 1 号から第 5 号までに掲げる書類以外の書類 3 年</p> <p>（新設）</p>

変 更 後	変 更 前
<p><u>176 条第 3 項において準用する施行規程第 95 条から第 99 条までの規定により船員組合員証若しくは船員組合員被扶養者証を船員組合員に交付する場合について準用する。</u></p> <p><u>(船員組合員証にかえるべき証明書)</u></p> <p><u>第 31 条 施行規程第 178 条第 3 項に規定する運営規則で定める者は、船員組合員で離島その他交通不便の地に居住するものとする。</u></p> <p>(細則の制定)</p> <p><u>第 32 条 この運営規則に定めるもののほか、組合の業務の執行に関し必要な事項は、理事長が定める。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(細則の制定)</p> <p><u>第 30 条 この運営規則に定めるもののほか、組合の業務の執行に関し必要な事項は、理事長が定める。</u></p>

附 則 (令和 2 年 2 月 18 日三職共規則第 2 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。